

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 4-31-3 新橋オーシャンビル8A

■ 日香租税協定が発効する前と後の違い

Q 今年の3月31日に日本と香港の間で源泉税率の軽減などが盛り込まれた租税協定が合意されました。まだ両政府の間で承認手続きが行われていませんが、実際に協定の内容が確定したら、香港子会社からの配当・利子・使用料の送金時の課税負担はどう変わるのでしょうか？

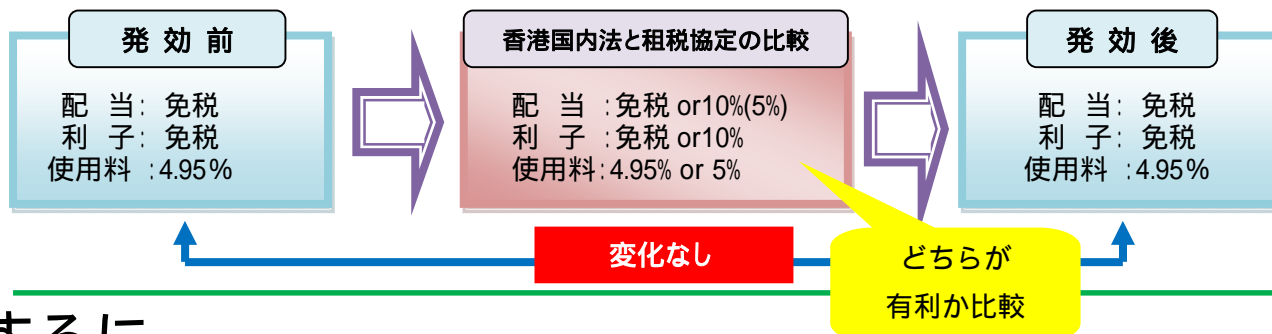
解説

- 租税協定における源泉税率の軽減内容
今回合意された源泉税率は下記となっています。
配当 : 10% (ただし、**持ち株割合 10%以上**の場合は5%)
利子 : 10%
使用料 : 5%
- 香港の国内法
日本の親会社が香港子会社から受け取る配当・利子・使用料は下記の香港の国内法により課税されます。
配当 : 免税
利子 : 免税
使用料 : 4.95%

	配当		利子	使用料
	親子間 (10%以上)	その他		
日本国内法	20%	20%	20%	20%
香港国内法	免税	免税	免税	4.95%
租税協定	5%	10%	10%	5%

- 結論
通常、国内法よりも国際間で締結した**租税条約が優先適用されます**が、国内法よりも課税負担が増えることはありません。つまり、香港子会社から日本の親会社へ配当・利子・使用料を支払う際に、**より有利な方が適用される**と考えられます。上記の表からもわかるとおり、租税協定と比較して香港の国内法の方が依然として有利であるため、**発効後も日本における課税関係は発効前と変わりません**。

ただし、逆に**日本から香港に送金する場合は**日本の国内法と租税協定の税率が比較されるので**租税協定発効後の方が圧倒的に有利**となります。



要するに...

今年の3月に香港との間での租税協定が合意し、配当・利子・使用料の送金時の源泉税率が軽減化されました。とはいえ、**香港の子会社から日本の親会社への送金時の税金については、実は租税協定前と変わりません**。しかし、日本から香港へ送金する際には租税協定の税率の方が、圧倒的に有利になりますので、適用を受けるための届出書の提出などを失念しないようにしたいものです。